○法務省告示第四百五十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十九年十月二日

法務大臣　上川　陽子

東京法務局所属　矢野　元博

岡山地方法務局所属　波多野新一

鳥取地方法務局所属　中本　昌彦

○農林水産省・環境省告示第五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園に関する箱根地域生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十九年十月二日

農林水産大臣　齋藤　健

環境大臣　中川　雅治

富士箱根伊豆国立公園に関する箱根地域生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、植生劣化が起きない程度にニホンジカの密度を維持するほか、外来生物の防除等を実施することにより、箱根地域における生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

富士箱根伊豆国立公園　箱根地域全域

三　生態系維持回復事業の内容

(一)　生態系の状況の把握及び監視

(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(三)　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

(四)　生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

(五)　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

(二)　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

(三)　生態系維持回復事業の実施体制

○国土交通省告示第八百九十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録番号　15

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本空調衛生工事業協会

(三)　変更後の代表者の氏名　長谷川　勉

(四)　変更年月日　平成二十九年五月三十一日

○国土交通省告示第八百九十五号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録番号　23

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本空調衛生工事業協会

(三)　変更後の代表者の氏名　長谷川　勉

(四)　変更年月日　平成二十九年五月三十一日

○国土交通省告示第八百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

比内沢沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県仙北市西木町上桧木内

字横枕　四〇番六　一号

三八番　二号

三六番　三号

三四番　四号

三二番　五号

二一番　六号から八号まで

一〇五番一地先水路敷　九号

字大森　六三番一　六号から二十号まで

六三番一地先水路敷　二十一号

六五番一　二十二号から二十八号まで

字横枕　一〇四番　二十九号

一〇五番一　三十号及び三十一号

二〇番　三十二号から三十五号まで

三三番　三十六号

三五番一　三十七号

三九番二　三十八号

○国土交通省告示第八百九十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の七第二項において準用する同法第五十一条の四第一項の規定により、次の測量に関する専門の養成施設の登録の更新をしたので、同法第五十一条の十九第一号の規定により、公示する。

平成二十九年十月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録養成施設の別　測量士養成施設

二　登録年月日　平成二十九年九月十九日

三　登録番号　士・第2―㈢号

四　登録養成施設設置者の名称　学校法人中央工学校

五　登録養成施設設置者の住所　東京都北区王子本町一丁目二十六番十七号

六　法人である場合の代表者の氏名　堀口　一秀

七　登録養成施設の名称　中央工学校

八　登録養成施設の所在地　東京都北区王子本町一丁目二十六番十七号

九　登録養成施設の長の氏名　松田　正之

十　学科又は学科に相当するものの名称　地理空間情報科

十一　養成業務開始年月日　平成二十年四月一日

○環境省告示第七十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月二日

環境大臣　中川　雅治

一　支笏洞爺国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

壮瞥温泉舟遊場　北海道有珠郡壮瞥町（壮瞥温泉）

二　瀬戸内海国立公園

公園事業の名称及び種類　区域

六甲山頂園地　兵庫県神戸市（六甲山頂）

○観光庁告示第十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月二日

観光庁長官　田村明比古

一　登録年月日　平成二十九年八月四日

二　登録番号　第五十三号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社A．J．C

四　住所　大阪府大阪市淀川区西中島六丁目六番六号ＮＬＣ新大阪十一号館四〇三号室

五　研修業務を行う事務所の所在地　大阪府大阪市淀川区西中島六丁目六番六号ＮＬＣ新大阪十一号館四〇三号室

六　法人にあってはその代表者の氏名　戴　徳軍

○環境省告示第七十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月二日

環境大臣　中川　雅治

一　次の生態系維持回復計画を追加する。

名称　区域

箱根地域生態系維持回復計画　富士箱根伊豆国立公園　箱根地域全域

二　公園計画を表示した図面（省略）